

長岡技術科学大学開学 50 周年記念花火実行委員会規約

令和 8 年 1 月 13 日
長岡技術科学大学開学 50 周年
記念花火実行委員会承認

(名称)

第 1 条 本会は、長岡技術科学大学開学 50 周年記念花火実行委員会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は事務所を新潟県長岡市上富岡町 1603-1 国立大学法人長岡技術科学大学内におく。

(目的)

第 3 条 本会は、国立大学法人長岡技術科学大学（以下「大学」という。）が令和 8 年 10 月に開学 50 周年を迎えることを祝し、有志による記念花火を打ち上げることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 開学 50 周年を記念する花火の打ち上げに関する企画・運営
- (2) 大学及び長岡技術科学大学同窓会（以下「同窓会」という。）との連携に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第 5 条 本会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 委員 8 名

(構成員)

第 6 条 委員長は、大学学長をもって充てる。

2 委員は、校友会担当大学副学長及び校友会担当大学学長補佐をもって充てるほか、同窓会並びに大学関係者から委員長が指名する。

3 構成員の任期は、本事業が終了するまでとする。

4 委員に欠員が出た場合には委員を補欠し、その任期は本事業が終了するまでとする。

(運営)

第 7 条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に支障があるときは、委員（校友会担当大学副学長）がその職務を代行する。

3 議事の決議については、構成員の3分の2の賛同をもって承認とする。

(構成員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 本会に事務局をおき、大学総合情報課基金・卒業生室に業務を委嘱する。

(報酬)

第10条 構成員並びに事務局は無報酬とする。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 本会の趣旨に賛同して寄せられる金員
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(賛同金の受入れ)

第12条 次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、賛同金として受け入れることができない。

- (1) 反社会的勢力又はそれに準ずると認められる個人、法人若しくは団体からの賛同金である場合
- (2) 賛同金を受け入れることにより、本委員会、大学又はその他本委員会に関わる団体に対する財政負担が伴う場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が大学の教育・研究上支障があると認める場合

2 協賛金の受入後、前項前各号のいずれかに該当すると判明した場合には、賛同金を返還する。

(事業計画及び収支予算)

第13条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、委員長が編成し、毎事業年度開始前に委員会の承認を得ることとする。

(事業報告及び収支決算)

第14条 本会の収支決算は、委員長が作成し事業報告書とともに委員会の承認を得ることとする。

2 本会の事業報告及びこれに伴う収支決算は、本委員会の承認を得たのち、公表することとする。

3 第3条に掲げる事業を達成してもなお残余のあるときは、大学基金へ残余を寄附することとし、寄附の用途は別に定める。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第16条 本会は、第4条に定める事業が終了し、第13条に定める事業報告及び収支決算の承認を得たのち、解散する。

2 この会則に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規約は、令和8年1月13日から施行する。